

認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記に係る公告を求める旨の申請があり、当該申請を相当と認めたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 27 日

小矢部市長 桜井 森 夫



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

福一町内会

(2) 区域

富山県小矢部市西福町の 6 番 1 号から 6 番 16 号まで、6 番 27 号から 6 番 31 号まで、10 番 7 号から 10 番 22 号まで及び 11 番 8 号から 11 番 27 号までの区域

(3) 主たる事務所の所在地

富山県小矢部市西福町 10 番 21 号

2 不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
福一町内会 土蔵	38.40 m ²	小矢部市西福町 1023 番地

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	33.95 m ²	小矢部市西福町 1023 番 3 号

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏 名	住 所
可西 次兵衛	西礪波郡石動町福町 2868 番地
谷 庄次郎	西礪波郡石動町福町 2855 番地
山本 茂之	西礪波郡石動町福町 2863 番地

3 異議を述べることができる者

当該不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和6年2月27日から令和6年5月27日まで

5 異議を述べる方法

小矢部市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書及び関係書類を提出する。

6 異議申出書の提出先

小矢部市役所民生部生活環境課

富山県小矢部市本町1番1号

電話 0766-67-1760